公益社団法人新宮町シルバー人材センター 総会運営規程

第１章　総　則

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人新宮町シルバー人材センター（以下「センター」という。）の総会の運営に関し必要な事項を定め、総会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（遵守義務）

第２条　公益社団法人新宮町シルバー人材センター定款（以下「定款」という。）第12条第１項に規定する総会の構成員であって、第17条の議決権を行使し得る会員（以下「会員」という。）及びその他総会出席者は、法令及び定款並びにこの規程を遵守しなければならない。

第２章　総会の招集の手続等

（招集の手続）

第３条　総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

（１）総会の日時及び場所

（２）総会の目的である事項

（３）書面によって議決権を行使することができる旨

（４）次に掲げる事項

ア）総会参考書類に記載すべき事項

イ）書面による議決権の行使については、議決権行使書を開催日の前日までに提出すべき旨

（５）代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項

（６）次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要

ア）役員等の選任

イ）役員等の報酬等

ウ）事業の全部の譲渡

エ）定款の変更

オ）合併

（招集の通知）

第４条　総会を招集するときは、理事長は、総会の開催日の１週間前までに、会員に対して書面でその通知を発しなければならない。

２　前項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載するとともに、総会参考書類及び議決権行使書、出席票その他必要な書類を同封しなければならない。

（議決権行使に関する基準日）

第５条　総会招集通知の日現在において入会している会員を、前事業年度終了後に招集する総会及び当該事業年度中に開催する総会に関して議決権を有する会員とする。

第３章　総会の開催

（会場の設営等）

第６条　総会の開催の際には、会場を設営し、議事運営に必要な事務局職員等を配置する。

（会員等の出席）

第７条　総会に出席する会員は、会場の受付において、あらかじめ送付を受けた出席票の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

２　会員の代理人として総会に出席する者は、会場の受付において、代理権を証明する書面等により、その資格を明らかにしなければならない。

（会員以外の者の出席）

第８条　理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

２　センターの職員は、議長、理事又は監事を補佐するために、議長の許可を受けて総会に

出席することができる。

第４章　総会の議事

（議長の権限）

第９条　総会の議長となる者は、定款第16条の規定の定めによる。

２　議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

３　議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、議長の命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

４　議長は、会員又はその代理人若しくはその職員として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者を退場させることができる。

（議長不信任動議の審議）

第10条　議長は、当該議長の不信任の動議の審議に当たっても職務を行うことができ、速やかに採決しなければならない。

２　前項の動議が決議されたときは、事務局が仮議長となり、その総会の議長を出席会員の中から選出する。

（開会の宣言）

第11条　開会の予定時刻が到来したときは、議長は議場に開会を宣言する。

（定足数の確認）

第12条　議長は、総会の開会に際し、議事に入る前に、事務局に出席者数を確認させ、会場に報告させなければならない。

（開会時刻の繰り下げ）

第13条　議長は、やむを得ない事由がある場合には、開会時刻を繰り下げることができる。この場合、すでに入揚している会員等に対して遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

（議題の付議の宣言）

第14条　議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

２　議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

３　議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

（理事等の報告又は説明）

第15条　議長は、議題を付議した後、理事に対し、その議題に関する事項の報告又は議案の説明を求める。理事は、議長の許可を受けたうえで、補助者に報告又は説明をさせることができる。

２　会員が、理事又は監事に対し、特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。

３　法人法第43条、第44条又は第49条第３項の規定により会員から提案があった場合、議長はその会員に議案の説明を求め、また、理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。

（議題の審議）

第16条　会員は、議長の許可を受けてから発言しなければならない。

２　会員の発言の順序は、議長が決定する。

３　発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、会員の発言時間を制限することができる。

（発言の制限）

第17条　議長は、次の発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止又は退場させることができる。

（１）議長の指示に従わない発言
（２）議題又は議案に関係しない発言
（３）冗長にわたる発言
（４）重複する発言
（５）総会の品位を汚す発言
（６）他人の名誉を毀損し、又は侮辱する発言
（７）その他議事を妨害し又は会場を混乱させる発言

（発言の時機）

第18条　会員は、議題に関する事項の報告又は

議案についての説明終了後でなければ、当該議題又は議案に関し発言することができない。

（説明義務者）

第19条　会員の理事に対する質問の説明は、理事長又はその指名した理事が行う。

2　会員の監事に対する質問の説明は、各監事が行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。

3　理事は、議長の許可を受けたうえで、補助者に説明をさせることができる。

（一括説明）

第20条　理事又は監事は、会員の質問に対して一括して説明することができる。

（説明の拒絶）

第21条　理事又は監事は、質問が次の理由に当たるときは、説明を拒絶でることができる。

（１）質問事項が総会の目的事項に関しないものである場合

（２）説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合

（３）説明することにより連合会その他関係者等の権利を侵害することとなる場合

（４）説明をするために調査をすることが必要である場合

（５）質問が重複する場合

（６）その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

（修正動議）

第22条　会員は、付議された議案につき修正の動議を提出することができる。

2　前項の場合議長は、議場に修正動議の採否を諮らなければならない。ただし、これを省略して直ちにその動議を審議に付することができる。

3　議長は、修正動議を原案と一括して審議することができる。

（議事進行動議）

第23条　会員は、総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

2　前項の動議については、議長は、他の議案の審議に先立って、採決しなければならない。

（動議の却下）

第24条　議長は、動議が次の事由に当たるときは、直ちに却下することができる。

（１）当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき、又は審議を終了したとき

（２）すでに同一の内容の動議が否決されているとき

（３）総会の議事を妨害する手段として提出されたとき

（４）不適法又は権利の乱用に当たるとき

（５）その他合理的理由のないことが明らかなとき

（休憩）

第25条　議長は、議事の進行上必要と認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

（質疑・討論の打ち切り）

第26条　議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認めたときは、質問若しくは意見を述べようとする会員などがある場合でも、これをうち切って審議を終了させ採決することができる。

（採決）

第27条　議長は、提案された議案ごとに採決しなければならないが、一括して提案され審議した議案については、これを一括して採決することができる。ただし、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに採決を行わなければならない。

2　理事又は監事の候補者の合計数が定款第22条第１項第１号及び同項第２号に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

3　議長は、原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。

4　複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めに関わらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。

5　修正案の採決においては、書面によって、原案に賛成の旨行使された議決権については、修正案に反対の意思が表明されたものとして、また原案に反対又は棄権の旨行使された議決権については、修正案の採決につき棄権したものとして取扱う。

6　法人法第55条第１項及び第２項ならびに第109条第２項に規定する議案が提出されたときは、書面によって行使された議決権については、賛成の意思が表明されたものとして取扱う。

7　議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

8　議長は採決に先立って、議案及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。議長が議決権を有するときは、その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

（出席した会員の議決権の数）

第28条　総会の決議については、次の数の合計数を出席した会員の議決権の数とする。

（１）出席した会員本人の議決権の数

（２）代理人を出席させた会員の議決権の数

（３）議決権行使書を開催日の前日までに提出した会員の議決権の数

（採決結果の宣言）

第29条　議長は、採決が終了したときは、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

（延期又は続行）

第30条　総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

2　前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。

3　前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに会員に通知しなければならない。

4　延会又は継続会の日は、当初の総会の日より２週間以内の日としなければならない。

（閉会）

第31条　議長は、すべての議事が終了したとき、又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

（議事録）

第32条　総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2　議事録には、別表に掲げる事項を記載しなければならず、また議長、出席した理事長及び副理事長はこれに記名押印しなければならない。

（欠席者に対する報告）

第33条　理事長は、欠席した会員に対して、議事の経過及びその結果の概要を適宜な方法により報告するものとする。

第５章　事務局

（事務局）

第34条　総会の事務局には、事務局長及び担当職員がこれに当たる。

第６章　雑　則

（改廃）

第35条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（補則）

第36条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この規程は、公益社団法人設立の登記の日（平成26年４月１日）から施行する。

附　則

この規程は、平成29年５月10日から施行する。

別表（第32条関係）

議事録記載事項

１　開催された日時及び場所

２　議事の経過の要領及びその結果

３　決議を要する事項について特別の利害関係を有する会員があるときは、当該会員の氏名

４　次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

（１）監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき

（２）監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された総会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき

（３）監事が、理事が総会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、総会に報告したとき

（４）監事が監事の報酬等について意見を述べたとき

５　総会に出席した理事、監事の氏名

６　議長の氏名

７　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名